シニアパワーで地域に活力！ 助成金最高１０万円！ 提案事業を募集します！

平成31年度
シニア社会貢献活動助成事業

応募のてびき

姫路市では、シニア世代の皆さんが、そのパワーやアイデアを生かして地域社会に貢献する事業を募集し、選定された団体に対し、対象経費の一部を助成する制度を実施します。

「今までお世話になった地元に恩返しがしたい！」
「地域のみんなが困ってることって、こうやったら解決できるんじゃないかな？」
あなたのそのパワーやアイデア、ぜひ実行に移しましょう！
シニア世代の皆さんの熱意あふれる提案をお待ちしています。

１　応募要領・・・・・・・・・・１ページ
２　採点基準・・・・・・・・・・４ページ
３　提出書類と記入例・・・・・５ページ
４　よくある質問・・・・・・１８ページ

今年度から、審査方法が書類審査のみとなりました。

募集期間　平成３１年（2019年）5月7日（火）～5月３１日（金）

※このてびきは、改元後も有効なものとしてご利用いただけます。

申込み・問い合わせ先

姫路市　生涯現役推進室　電話　079-221-2986　FAX 079-221-2972

〒670-8501　姫路市安田四丁目１番地
電子メール　ikigai@city.himeji.lg.jp
ホームページ　http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212986.html

１　応募要領

シニア社会貢献活動助成事業とは？

姫路市では、誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら、目的を持っていきいきと活動し、長寿により得られる豊かさを実感することができる「生涯現役社会」の実現を目指した取り組みを進めています。

その取り組みの一環として、シニア世代の皆さんの社会参画と生きがいづくりを促進するため、シニア世代の皆さんがお持ちのアイデアとパワーを生かした社会貢献活動を提案していただき、活動にかかる経費を助成する「シニア社会貢献活動助成事業」を実施します。

応募資格

次の要件をすべて満たす団体が応募できます。

① **活動場所が主に姫路市内であること。**

② **構成員がおおむね５０歳以上であること。**

③ **構成員が３名以上であること。**

注１）同一団体に対する助成回数は、通算して３回までとします。
団体の名称、代表者等が異なっていても、その構成員の半数以上が同一のときは、同一の団体とみなします。

注２）団体の構成員のうち、50 歳未満の割合は全体の３割程度までとします。

募集する事業

募集するのは、「シニア世代の知識・経験・技能を生かし、地域社会に貢献する事業」です。

【例えば・・・】

- 地域の人々が世代を問わずに気軽に寄り合える場を開設する。
- 廃れていた伝統行事を復活させ、次代に継承する活動を行う。
- 地域の里山やため池周辺を整備し、散策路や休憩所を作って地域の憩いの場にする。
- 地域の生物多様性保全と環境保全に寄与するため、川の清掃とホタルの放流を行う。
- 子どもたちを対象に、地元の竹材を使って竹馬、竹トンボなどを作る教室を開催する。

その他、地域社会に貢献する事業を幅広く募集しています。
シニア世代の皆さんのアイデアをお待ちしています！

助成金額

事業に要する経費の額。ただし、１団体につき**１０万円**を上限とします。
５件程度を選定する予定ですが、提案内容により変更する場合があります。また、内容によっては、提案件数が５件以下でも採用しない場合があります。

助成対象経費 〔P18 よくある質問 参照〕

① 謝金・報償費

講師や専門家への謝礼など

② 旅費

講師や専門家の交通費、活動を依頼された場所への交通費など

※依頼先までの交通費を経費とする場合は、交通費の詳細を記入した書類の作成が必要です。

③ 消耗品費・印刷製本費

事務用品や材料の購入費、パンフレット等の印刷費、資料コピー代など

④ 通信運搬費

郵送料、物品・機材の配送料など

⑤ 使用料・賃借料

会場の使用料、物品・機材のリース料など

⑥ 保険料

事業参加者に対する傷害保険料など

⑦ その他事業の実施に必要と認める経費（個別に審査します）

※ すべての経費について、領収書が必要です。

【対象外の経費】

- 事業認定前（交付決定日前）に支出した経費
- 団体の事務所の賃貸料、その他団体の運営に係る経費
  団体の事務所の光熱水費、電話代等は、団体の固定経費のため、対象外です。
- 団体の構成員への謝礼・人件費
- 備品及び楽器等の修理に係る経費

審査方法

今年度より、書類審査のみにより選定します。（提案団体によるプレゼンテーションは行いません。）

(1) 書類審査の方法

対象団体の要件を満たすかどうか、事業の内容が社会貢献活動に該当するかどうか、事業認定基準に合致しているかどうかを、**書類上で審査**し、5 件程度を選定します。必要があれば、内容についてお聞きしたり、後日追加資料の提出をお願いする場合があります。

【事業認定基準】

次の８つの基準により審査します。（採点基準は、４ページをご覧ください）

① シニア世代が持っている知識、経験、技能を生かし、地域社会に貢献する事業であること。

② 事業計画に実行性があり、事業効果が期待できること。

③ 当該助成が終了した後も、自立して事業を継続することが期待できること。

④　特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと。
⑤　団体の構成員の親睦及びレクリエーションを主たる目的とする事業でないこと。
⑥　政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する事業でないこと。
⑦　姫路市の他の補助金の交付を受けていないこと。
⑧　国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体の要請等により設立された団体がその設立目的を達成するために行う事業でないこと。

⑵　結果通知

書類審査の結果は、６月中に全ての団体に対して、事業認定の可否を書面で通知します。
なお、事業認定された団体は、市から送付する「補助金等交付申請書」を提出してください。
この交付申請書の提出が遅れますと、助成対象期間が短くなりますので、ご注意ください。

助成対象期間と助成金の支払方法

⑴　助成対象期間

平成３１年（2019 年）６月中旬（※交付決定日）から平成３２年（2020 年）３月３１日までの間で、事業に必要な期間。
※各団体から「補助金等交付申請書」の提出後、市から各団体へ交付決定日を通知します。

⑵　助成金の支払方法

事業終了後、実績報告書等を提出いただき、内容を審査した上で支払います。

応募方法

⑴　募集期間

平成３１年（2019 年）５月７日（火）～５月３１日（金）まで
午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までは除く）

⑵　提出書類

５ページに記載しています。

⑶　提出方法

規定する書類を、生涯現役推進室まで直接持参してください。郵送による受付は行いません。

⑷　注意事項

- 事業業提案にかかる費用（応募書類の作成など）は、応募者の負担とします。
- 提出された応募書類は、返却しません。
- 審査結果の内容（団体の得点や順位等）については、お答えできませんのでご了承下さい。
- 事業認定された事業すべてについて、その名称、提案した団体名、事業概要等を公表します。
- 事業終了後、生涯現役推進室のホームページに、事業の実績報告などを公開します。

姫路市シニア社会貢献活動助成事業　採点基準

事業認定基準	採点基準	基礎点数	倍率	点数
⑴ シニア世代が持っている知識、経験、技能を生かし、地域社会に貢献する事業であること。	シニア世代の持つ知識・経験・技能を生かす事業であるかどうか、またその度合い	5点	3倍	15点
	地域社会に貢献しているかどうか、またその度合い	5点	4倍	20点
⑵ 事業計画に実行性があり、事業効果が期待できること。	事業計画の精度（計画がよく練られているか、細部にわたって検討されているか）	5点	3倍	15点
	地域課題のとらえ方、事業の進め方等に今までにない視点や工夫があるかどうか。（過去に当該助成金の交付実績がある団体は、新しい内容・工夫があるか）	5点	3倍	15点
	当該団体の過去の活動状況・財務状況、また団体の構成員の人数などを鑑みて、計画どおりに事業を実行する能力があるかどうか。	5点	2倍	10点
	当該助成金の使途が、事業の目的を達成するために必要で有効な経費であるか、またその度合い	5点	3倍	15点
⑶ 当該助成が終了した後も、自立して事業を継続することが期待できること。	将来、自立及び継続的に活動できる可能性	5点	2倍	10点
⑷ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと。	⑷～⑻のうち、１つでも当てはまらないものがあれば、助成の対象外			
⑸ 団体の構成員の親睦及びレクリエーションを主たる目的とする事業でないこと。				
⑹ 政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する事業でないこと。				
⑺ 姫路市の他の補助金の交付を受けていないこと。				
⑻ 国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体の要請等により設立された団体がその設立目的を達成するために行う事業でないこと。				

合　計	／100点

２　提出書類と記入例

（１）必ず提出する書類

① **企画提案書**（様式第１号）
記入例は６ページ、様式は１２ページです。

② **事業計画書**（様式第２号）
記入例は７ページ、様式は１４ページです。
書類審査の際に、重要な書類となりますので、事業の目的や概要は、できるだけ詳細に記入してください。

③ **構成員名簿**（様式は問いません）
構成員の氏名、住所、年齢を記載したもの

④ **定款、団体規約等の写し又はこれに代わるもの**（様式は問いません）
団体の組織や活動の根本原則を記載した書類。
団体の目的や名称、構成員、意思決定、財産の管理など基本事項について定めたもの。

企画提案書（様式第１号）と事業計画書（様式第２号）の様式は、生涯現役推進室のホームページからも取り出せます。

（２）あれば提出して欲しい書類

※書類審査の参考にします

① **設立趣旨書又はこれに代わるもの**
団体の設立の趣旨が分かる書類（様式は問いません）

② **直近２年間に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの**
事業内容が分かるチラシや写真、開催実績をまとめたものなど（様式は問いません）。
既存のものがある場合は、そのコピーで構いません。

③ **直近２年間の収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに代わるもの**
既存のものがある場合は、そのコピーで構いません（様式は問いません）。

④ **直近２年間の資金助成及び委託実績一覧**
既存のものがある場合は、そのコピーで構いません（様式は問いません）。

記　入　例

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

企　画　提　案　書

（あて先）姫　路　市　長

団体の代表者の氏名を記入し、押印してください。
（代表者印がある場合はその印。なければ代表者の個人印）

提案する事業を担当する方が別にいる場合は、その方の氏名を記入してください。

団体所在地　姫路市〇〇町△△番地

団体名　〇〇会

代表者名　姫路　太郎　㊞

（事業担当責任者氏名　播州　花子　）

平成３１年度シニア社会貢献活動助成事業について、以下のとおり関係書類を添えて提案します。

事　業　名　称	地域わいわいサロン事業 事業の名称を自由に付けて記入してください。
添　付　書　類	①　事業計画書（様式第２号） ②　構成員名簿（氏名、年齢、住所を記載したもの） ③　定款、団体規約等の写し又はこれに代わるもの ４　設立趣旨書又はこれに代わるもの ５　直近２年間に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの ６　直近２年間の収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに代わるもの ７　直近２年間の資金助成及び委託実績一覧 ※４から７の書類については、審査の参考資料として、あれば提出してください。 提出する添付書類に〇を付けてください。

記　入　例

様式第２号（第５条関係）

事　業　計　画　書

企画提案書（様式第１号）に記入したのと同じ事業の名称を記入してください。

1　事業の名称	地域わいわいサロン事業	
2　提案要旨	一人暮らしのお年寄りや子育て中のお父さん・お母さん、学校帰りの子どもたちが気軽に集まって、誰かと話したり、ちょっと面倒をみてもらったり、面倒をみてあげたりできる場所「地域わいわいサロン」を運営する。	
3　団体調書	団体名称	○○会 【設立年月　平成２０年４月】
	所在地	〒６７０－×××× 姫路市○○町△△番地
	代表者名	○○　○○
	事業担当責任者	氏名　△△　△△ 住所　姫路市○○町□□番地 TEL　０７９－×××－××××　FAX　０７９－×××－×××× e-mail　aaaaa@bb.co.jp
	団体の財政状況	一昨年度の決算　555,555 円（支出ベースで記載） 昨年度の決算　444,444 円（支出ベースで記載） 今年度の予算　600,000 円
	会員数	１０人（うち５０歳以上　１０人）
	主な活動場所	○○センター（姫路市○○町）、△△集会所（姫路市△△町）
4　事業の目的等	目的 孤立しがちな高齢者や子育て中のお父さん・お母さんなどが気軽に集まり、お互い支え合う場をつくることで、安心して暮らせる地域づくりと、生きがいづくりを行う。	
	事業を実施することにより期待される効果又は達成目標 ・　誰もが気軽に集えるサロンを開くことで、孤立しがちな人を地域コミュニティの輪の中に取り込む。 ・　スタッフが高齢者の面倒を見る一方、高齢者が子どもの面倒を見るなど、利用者一人ひとりが役割を持つことで、生きがいを感じる。	
	事業対象者 ☑姫路市民のみ　□主に姫路市民　□その他（　　）	

提案する事業の要旨を１００字程度にまとめて書いてください。

事務所又は活動拠点の所在地を記入してください。

代表者のほかに、提案する事業を担当する方が別にいる場合は、その方の氏名、住所等を記入してください。

既存の団体は一昨年と昨年の決算額を記入してください。
新たに発足した団体は今年の予算額のみ記入してください。

団体のメンバーの数と、そのうち 50 歳以上の人の数を記入してください。

団体の事務所や活動拠点、施設を訪問して行う活動の場合はその訪問先などを記入してください。

事業をする目的を簡潔に記入してください。

この事業をすることでもたらされると思う効果や、達成したい目標を記入してください。

当てはまるものにチェックを入れてください。

5　事業の概要	（事業内容を詳しく説明するため必要な場合は、別途Ａ４サイズ・自由形式の企画書を提出してください。） １　施設名称 「〇〇町わいわいサロン」 ２　開設場所 〇〇センター（姫路市〇〇町）１階会議室 ３　開設日時 毎週月・水・金曜日（年末年始を除く。） 午前１１時から午後７時まで ４　サロンで行う活動 ⑴　誰でも寄り合い 地域の人にいつでも気軽に立ち寄ってもらい、お茶を飲みながらおしゃべりする。また、共働きの家庭でうちに帰っても面倒を見てくれる人がいない子どもの居場所として提供する。 ⑵　健康相談 月１回保健師さんに来てもらって、健康に関するお話をしてもらい、相談にも乗ってもらう。 ５　利用料 ⑴　誰でも寄り合い　１日につき１００円 ⑵　健康相談　無料 ６　スタッフ ⑴　責任者　１名 ⑵　寄り合い担当　２名（団体メンバーが交代して勤める。） ⑶　その他ボランティアスタッフ　数名（団体メンバー以外のお手伝いさん） どんな事業をどんな方法で、どんな人を対象に行うのかを要約して記入してください。 【記入事項の例】 ・事業を開催する日時 ・回数 ・対象となる人 ・参加予定人数 ・事業の詳しい内容 ・かかわるスタッフの体制　など

６　事業スケジュール		
年月日	活動内容	実施場所
6 月中旬	事業認定	
6 月下旬	開設準備	
7 月 20 日	「〇〇町わいわいサロン」開設	〇〇センター（姫路市〇〇町） １階会議室
	毎週月・水・金曜日の 11:00～19:00 に開設 開設日：年間１０６日予定	
	年間のスケジュールを時間の流れに沿って記入してください。	

7　事業収支予算（科目は例示ですので、必要に応じて追加し、又は削除してください。）

【収入の部】

科　目	内　容	金　額
助成金	シニア社会貢献活動助成事業助成金	１００，０００円
利用料	誰でも寄り合い　100 円×5 人/日×106 日	５３，０００円
会費	500 円/年×10 人	５，０００円
		円
		円
		円
合　計		１５８，０００円

科目ごとに、経費の内訳とその金額を記入してください。
収入の合計と支出の合計を、一致するようにしてください。

【支出の部】

科　目	内　容	金　額
謝金・報償費	保健師謝礼　5,000 円×9 回	４５，０００円
旅費		円
消耗品費	茶葉・コーヒー・おやつ代 事務用品、掃除用具その他	４０，６００円
印刷製本費	宣伝チラシ、資料コピー等	１０，０００円
通信運搬費		円
使用料・賃借料	〇〇センター使用料 400 円/日×106 日	４２，４００円
保険料	損害保険	２０，０００円
その他		円
		円
		円
合　計		１５８，０００円

団体の構成員への謝礼・人件費は対象外です。

団体の事務所の光熱水費、電話代、賃借料は、団体の固定経費のため、対象外です。

科目ごとに、経費の内訳とその金額を記入してください。
記入の際は、助成の対象となる経費かどうか、確認してください。
（２ページを参照）

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

企　画　提　案　書

（あて先）姫　路　市　長

団体所在地

団体名

代表者名　　㊞

（事業担当責任者氏名　　）

平成３１年度シニア社会貢献活動助成事業について、以下のとおり関係書類を添えて提案します。

事　業　名　称	
添　付　書　類	１　事業計画書（様式第２号） ２　構成員名簿（氏名、年齢、住所を記載したもの） ３　定款、団体規約等の写し又はこれに代わるもの ４　設立趣旨書又はこれに代わるもの ５　直近２年間に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの ６　直近２年間の収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに代わるもの ７　直近２年間の資金助成及び委託実績一覧 ※４から７の書類については、審査の参考資料として、あれば提出してください。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

事　業　計　画　書

<table>
<tr><td>1　事業の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>2　提案要旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">3　団体調書</td><td>団体名称</td><td>【設立年月　　年　　月】</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>〒　　－</td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td></td></tr>
<tr><td>事業担当責任者</td><td>氏名
住所
TEL　－　－　　FAX　－　－
e-mail</td></tr>
<tr><td>団体の財政状況</td><td>一昨年度の決算　　円（支出ベースで記載）
昨年度の決算　　円（支出ベースで記載）
今年度の予算　　円</td></tr>
<tr><td>会員数</td><td>人（うち５０歳以上　　人）</td></tr>
<tr><td>主な活動場所</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4　事業の目的等</td><td colspan="2">目的</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業を実施することにより期待される効果又は達成目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業対象者
□姫路市民のみ　□主に姫路市民　□その他（　　）</td></tr>
</table>

5　事業の概要	（事業内容を詳しく説明するため必要な場合は、別途Ａ４サイズ・自由形式の企画書を提出してください。）

6　事業スケジュール		
年月日	活動内容	実施場所

7　事業収支予算（科目は例示ですので、必要に応じて追加し、又は削除してください。）

【収入の部】

科　目	内　容	金　額
助成金		円
		円
		円
		円
		円
		円
合　計		円

【支出の部】

科　目	内　容	金　額
謝金・報償費		円
旅費		円
消耗品費		円
印刷製本費		円
通信運搬費		円
使用料・賃借料		円
保険料		円
その他		円
		円
合　計		円

よくある質問

【助成対象期間より前の活動（費用）について】

Q　助成対象期間（交付決定日から翌年の３月末日まで）よりも前に活動を行っていた場合、同じ年度であれば助成対象となりますか？

Ａ　助成の対象となるのは、交付決定日から翌年の３月３１日までの間に行った活動となります。交付決定日よりも前に行った活動は助成対象外となります。

※　ただし、助成対象期間に行う活動で使用する会場の使用料は、助成対象期間よりも前に支払っていても助成対象となります。

【領収書について】

Q　団体の構成員の活動依頼先までの交通費は、複数回分まとめた領収書をもらってもいいですか？

Ａ　団体の構成員への交通費は、交通費の詳細（行き先・交通手段・支給額・構成員の名前）を記載した書類に、活動日ごとに構成員に押印してもらう形の領収書でも構いません。下記は例になります。

日付	行き先	交通手段・支給額	構成員Ａ氏名	構成員Ｂ氏名
○月○日	○○老人ホーム	車１台 あたり４００円	㊞	㊞
○月△日	△△福祉施設		㊞	㊞

Q　消耗品を購入しましたが、領収書をもらうのを忘れた場合、購入した構成員の領収書でいいですか？

Ａ　領収書は、商店等の業者が発行した領収書のみが助成対象となります。業者ではない個人の領収書が認められているのは、交通費と講師謝金のみです。

Q　領収書の代わりにレシートを受領してもいいですか？

Ａ　レシートは不可とします。必ず領収書が必要です。領収書には、宛名（申請時の団体名）を忘れず記入してもらうようにして下さい。

【飲食費について】

Q　飲食代は助成対象となりますか？

Ａ　飲食店での喫茶代や食事代（お弁当代も含む）は助成対象外です。
助成対象活動のための会議や活動の際の飲み物代は、１人あたり消費税込み 150 円以内であれば対象となります。

Ｑ　自動販売機で購入した飲物代は、購入した構成員の領収書があれば助成対象ですか？

Ａ　物品の購入については、購入した商店で発行される領収書のみ有効です。自動販売機ではなく、商店でペットボトル飲料などをご購入下さい。

Ｑ　講師へのお弁当や手土産代は助成対象ですか？

Ａ　講師への食事代、手土産等の費用は助成対象外です。

【その他】

Ｑ　保険料はどういったものが助成対象ですか？

Ａ　助成対象活動の参加者を対象とした傷害保険やイベント保険が、対象となります。
団体のための保険や、会員個人の保険（ボランティア保険等）は助成対象外です。

Ｑ　団体の構成員の衣裳は、助成対象ですか？

Ａ　構成員の衣裳等に係る費用は、助成対象外です。
披露する曲目を増やすための楽譜の購入等は、助成対象となります。

Ｑ　機材の運搬のために知人に車をレンタルした際に係る費用は、助成対象ですか？

Ａ　業者ではない個人及び団体の所有物や作業に対する謝礼金（謝礼品）は、助成対象外です。なお、レンタルについては、レンタル事業者への支払い分のみが助成対象となります。

Ｑ　申請時に提出する事業収支予算に記載していない支出をした場合でも、事業に必要な経費であれば助成対象となりますか？

Ａ　事業収支予算と大きく異なる支出をした場合は、助成の対象外となる場合があります。
事業収支予算に記載していないものを購入される場合等は、購入前にご相談ください。